

第485回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和4年4月12日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年4月26日(火曜日)
午後2時から

- (2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室
仙台地方振興事務所
水産漁港部 1階会議室
水産技術総合センター 視聴覚室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

審議事項
潜水器漁業の制限措置(案)等について

報告事項

- (1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
(2) 令和4年度宮城県水産林業行政の概要について

話題提供

水産ＩＣＴへの取組事例の紹介について

その他

出席委員

会長	關 哲夫(県庁)	委員	伊藤 新造(塩釜会場)
会長代理	岩沼 徳衛(県庁)	"	千葉 富夫(石巻会場)
"	鈴木 政志(塩釜会場)	"	平井 光行(県庁)
委員	高橋 平勝(県庁)	"	館田 あゆみ(県庁)
"	菊田 守(気仙沼会場)	"	尾定 誠(県庁)

委 員 高 橋 一 郎 (気仙沼会場) 委 員 石 森 裕 治 (石巻会場)

" 鈴 木 章 登 (気仙沼会場) " 木 村 千 之 (石巻会場)

欠席委員

委 員 大 江 清 明

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたが、開会に先立ちまして、この春人事異動により、県及び事務局の関係職員の異動がございましたので、若干お時間を頂戴いたしまして、異動のありました職員を紹介させていただきます。大変申し訳ありませんが、会場ごとの紹介とさせていただきます。（別紙により異動した職員を紹介）

続きまして、宮城海区漁業調整委員の皆様についても、会場ごとに御紹介申し上げます。
(別紙により委員を紹介)

以上で、人事異動のありました県及び事務局の関係職員並びに宮城海区漁業調整委員の紹介を終わります。

○事務局 高橋総括次長

それでは、ただ今から第485回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEB会議での開催となってございます。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場で御対応よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、県庁6名、気仙沼会場3名、石巻会場3名、塩釜会場2名、計14名が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 吉田部長に挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 吉田部長
(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

なお、吉田部長、山下理事兼副部長は別の公務のため大変申し訳ありませんが、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。資料1といたしまして、審議事項「潜水器漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、報告事項（1）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、資料3といたしまして、報告事項（2）「令和4年度宮城県水産林業行政の概要について」、資料4といたしまして、話題提供「水産ICTへの取組事例の紹介について」、次第には記載しておりませんが、その他といたしまして、「令和5年度漁業権一斉切替に向けた作業スケジュールについて」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局の方にお声がけいただくようお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

4番の高橋（平）委員、11番の平井委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくお願ひします。

それではお手元の会議次第により、議事を進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項、潜水器漁業の制限措置（案）等についてを上程いたします。

県から御説明をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項、潜水器漁業の制限措置（案）等について御説明いたします。

令和2年12月1日に施行されました改正漁業法により知事許可漁業につきましては、大臣許可漁業の規定に準じました新たな許可手続き等が規定され、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める制限措置により、許可申請を受付するものとなってございます。本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容について御審議いただくものでございます。

なお、潜水器漁業につきましては、昨年4月の同委員会におきましても制限措置について御審議をいただいております。許可期間の有効期間が1年となっておりますので、令和

4年度分の許可について、今回御審議いただきます。
詳細につきましては、担当から御説明いたします。

○關会長

はい。それでは、阿部技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

資料1を用いまして説明させていただきます。資料1、1枚おめくりください。

1ページ目でございますが、こちらが漁業法に基づく制限措置の海区委員会宛ての県からの諮問文書の写しとなっております。

また、1枚おめくりください。2ページ目、3ページ目でございますが、こちらがその具体的な制限措置の内容となっておりまして、内容につきましては、後程、説明させていただきます。

続いて4ページ、御覧ください。まず、潜水器漁業の概要になりますが、本県の重要な磯根資源であります、あわび、うに等を対象としておりまして、従前から、共同漁業権に基づき、鉤取りですとか、素潜りによって採捕されておりましたが、より深場での採捕ですとか、漁獲効率を向上させるために、酸素等を補給する器具を備えた潜水器を用いて行う漁法ということで、許可制になっております。2番、許可制に係る経緯、背景といたしましては、もともと共同漁業権の行使規則に基づき営まれておりましたが、密漁が横行いたしまして、平成になる前あたりから、その被害が大きな問題になっていたということで、業界の方から県へ資源保護ですか、密漁防止対策の両面から漁業調整規則改正の要望書が提出されてございます。それを受けまして、平成5年3月に新たな知事許可漁業として規定されました。その際、採捕禁止期間の設定ですか、潜水器漁業の夜間操業の禁止というものが規定されております。また、運用面ですが、平成24年から許可申請にあたって潜水作業従事者の適格性を確認するため、身分照会を行うといった運用もしております。3番目でございますがこちらは参考データといたしまして、あわび、なまこ、うにの水揚げ統計という形で、こちら潜水器漁業だけではないですけれども、本県の漁獲量の推移につきまして、国の統計データをグラフ化したものを掲載してございます。

次に5ページ御覧ください。4番、許可の概要ですが、こちら現行の許可の取扱方針となっておりまして、まず表の一番下でございますが、許可の対象となる漁業を営む者の資格としまして、共同漁業権の組合行使権を有し、組合からの同意を得たものともう一つとしまして、その免許を受けた組合という形になってございます。実態としましては、組合自営ですか、漁協支所、青年部、支部、部会といった形で営まれております。また、同じ表の上の方にあります、操業区域ですか、操業時期につきましては、基本的には、組合から同意を得た区域ですか、期間という形になっておりますが、漁業時期につきましては、同じページの真ん中ぐらいにあるですけれども、漁業調整規則に定める禁止期間を除くといった形になってございます。また、許可の有効期間につきましては、1年という形にしてございます。同じページの下の方なんですけれども許可の実績といたしまして、グラフ化したものがございますが、直近の令和3年度は55件という形になっております。

続いて6ページ、その次のページになりますが御覧ください。こちらも参考資料ですが、

昨年の実績ということで、左側が漁業地区や該当する漁業権番号といったものが北から南に並んでおりまして、さらに右の方に移りまして、採捕対象ですとか、あと許可の対象となります組合自営でありますとか、支部・部会といった形で記載がされておりまして、表の下の方に数字がございますが、昨年度は組合が20件、また、支部・部会が35件という形で、55件の許可という形の実績になっております。

ここまでが潜水器漁業の概要でございまして、資料2ページの方にお戻りをお願いいたします。今回、御審議いただきます許可受付にあたって公示する内容の案となっております。内容につきましては、先程申し上げました許可方針に基づく内容をベースとしておりますが、表にあります操業区域ですとか、操業時期につきましては昨年度の制限措置の内容では、先程許可の概要で説明しましたとおり、組合から同意を得た区域ですとか、期間と記載しておりますが、こちら水産庁の方から具体的な漁業権番号ですとか、期間を明示するように指示がございましたので、今回につきましては、操業予定にあわせました形で漁業権番号ですか、漁業時期について採捕対象ごとに分けまして細かく記載しているような形となっております。また、表の右側にあります漁業を営む者の資格といたしまして、こちらも先程御説明しましたとおり組合行使権を有し、その同意を得たもの若しくは組合というものを対象としております。その左側にあります許可すべき漁業者の数につきましても、もともと共同漁業権に基づく漁業であります、組合で調整した上で申請するというところで、許可すべき漁業者の数としては定めなしとしております。

また、申請期間としましては、3ページの下の方に書いてございますが、通年という形しております。

資料の説明としては以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に対しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて御発言願います。どなたか御意見等ございませんか。

はい、尾定委員。

○尾定委員

潜水器具でとるものだからちょっと引っかかったのは、ほやなんんですけど、なまことあわび等には一応、漁獲統計は出されているんですけども、ほやの場合は、垂下養殖が主群だと思ってて、潜水でとるほやっていうのは、どういう立ち位置にあるのかっていうのと、それは漁獲量の資料として、数字は上がっているものなのかどうかちょっとそこをお伺いしたかったです。

○關会長

どなたがお答えできますか。

岩沼会長代理がお答えするようです。

○岩沼会長代理

今はもう天然のほやが高くなりまして、安くと言っても、そんな高いほやは買わないっていうのが一番現状です。中にはやっぱり頼んで、どうしても天然じゃないと駄目だという、おさめをやってる魚屋さんがおりまして、昔ほどあんまり市場には入ってきておりません。

だから、おそらく、県の方が今から言われると思いますけど、量的にはものすごく少なくなります。震災後は特に。

○關会長

県から補足はありますか。芳賀さんどうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

岩沼会長代理ありがとうございます。

今ちょっと資料の方は持ち合わせてないのですが、ほやの採捕をしている地域が、志津川ですか、女川周辺の方で潜水器によって、ほやを採捕している実態があったように記憶しております。数量的にはやはり養殖がメインですので、天然のほやの採捕量はかなり少ないと認識しております。震災直後ですと、ほや養殖の再開のための人工採苗用の親として採捕したりですか、あとは、先程岩沼会長代理がお話したように、一部、販売というような対応しておりますが、量的には本当に養殖とは比べ物にならないぐらい少ない量となっております。ちょっと数字の方は、今日資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんでした。

○關会長

尾定委員よろしいですか。

○尾定委員

はい。

○關会長

その他ございませんか。

特段、意見がなければ、潜水器漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあったとおり原案とおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

○各委員

異議なし。

○關会長

全員の賛成だと理解しました。

よって、異議なしと認め、令和4年4月21日付水振第78号により諮問のあったこの

ことについては、原案どおりで差し支えない旨、答申することといたします。

審議事項終了

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項（1）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

菅原さん、お願いします。

○事務局 菅原技師

資料2、報告事項（1）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」御報告いたします。

こちら、クリップ止めで2枚つけてございますけれども、資料2と記載されている資料を御覧いただければと思います。こちら、1ページに令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、これまででも海区委員会の方で何度か御説明、御報告をさせていただいておりますが、まず、開催日時でございますけれども、令和4年5月19日の木曜日に通常総会が午後3時から午後5時まで、次の日、翌日になりますけれども、5月20日の金曜日には現地視察ということで、大体午後8時から午後1時までと現在予定しております、下に移って開催場所でございますけれども、19日は総会の会場は仙台サンプラザを予定してございまして、20日の現地視察につきましては塩釜の仲卸市場と松島を開催場所としてございます。

これまでの状況と今後のスケジュールということで、下の方に記載してございますけれども、4月6日に全国海区漁業調整委員会連合会事務局より、開催通知の方が発送されまして、それに基づきまして当事務局より総会と現地視察の出席の案内文を送付したところでございます。期限といたしましては、4月25日ということで、昨日までとしてございますけれども、まだ未提出なところもいくつかございまして、現在、出席者の取りまとめを行っているところでございます。現在、対面での開催となつてございますけれども、今週28日ぐらいを目処に文書又は書面での開催方法と最終判断したいと、全国海区漁業調整委員会連合会事務局より伺っているところでございます。

下に移りまして、総会当日の役割ということで、当委員会からは会長に議長と来賓対応ということでこちら記載してございます。詳細につきましては、後程、個別に御説明させていただければと思います。

下に移りまして、現地視察の対応についてということで記載してございますけれども、こちら現在、会長と会長代理の3名と事務局の方で考えてございますけれども、他の委員の方々で出席を希望される方につきましては、クリップ止めで別に1枚紙に通常総会の出席についてという紙がございます。こちらの出席確認表にて、今週中を目処に御回答いただければと思います。

下に移りましては、それに伴う旅費であったり、日額報酬を参考ですけれども記載をし

てございます。後程、こちら御確認いただければと思います。

資料2ページから4ページは、こちらは参考でございますけれども、当海区から出席者の照会をしたんですけども、それを発出した案内文となってございます。こちらも併せて、後程、御確認いただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○關会長

事務局からの説明終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言お願いします。

毎回同じですが、挙手、お名前、番号をお願いします。

何か質問、その他ございませんでしょうか。

今のところ対面という計画で進んでおられると。

○事務局 菅原技師

今のところは対面での計画で進んでございます。

○關会長

対面でない場合は、行事が全く別になるわけですね。

○事務局 菅原技師

はい、そうです。開催方法が対面から書面という形に開催方法が変わります。

○關会長

そのあと、いわゆる現地視察もないわけですか。

○事務局 菅原技師

はい、そうです。そのあとの20日に予定している現地視察もなくなります。

○關会長

はい、わかりました。

ほかになにか、確認したいことはございませんか。

高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

総会、現地視察共に参加はあくまで会長と会長代理は必須ということですね。

ほかについては特に求められてないと。あくまで出るかどうかは、本人の判断ということでおろしいでしょうか。

○事務局 菅原技師

そうです。現地視察につきましては先程別紙の出席確認票の方、お渡しさせていただいておりますが他の委員につきましては、参加は自由といった部分になります。以上です。

○關会長

高橋（平）さん、よろしいですか。

これは、総会は皆さん出るんで現地視察のこと、会長代理と会長という説明ですので、お間違いのないように。

○高橋（平）委員

そうなんですか、書いてないのでわからなかつたんですよ。

○岩沼会長代理

これはもう今の説明だと会長と会長代理だけでいいというふうに聞こえるんだけどね。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

資料作り込みで、すいませんわかりにくくて、先程關会長から補足していただいたとおり、総会に関しましては、午前中にここで委員会を開催して、午後3時からの総会に関しては、ホスト側という部分もありますので、基本的には皆さんで総会の方に参加していましたが、翌日の現地視察の方は、会長と会長代理の3名を基本とする対応と考えておりますが、御都合があい、参加いただける委員の方がおられましたら、20日の日にも御協力をお願いしたいというような趣旨でございます。以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

高橋（平）さんよろしいですね。

○高橋（平）委員

はい。

○關会長

それではほかにございませんか。

よろしいですね。

なければ、報告事項（1）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）「令和4年度宮城県水産林業行政の概要について」を上程いたしま

す。

県から御説明願います。

阿部課長、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

報告事項（2）「令和4年度宮城県水産林業行政の概要について」御説明いたします。

使う資料は、このカラー版の見開きの資料と3番横の資料を用いて御説明いたします。

1枚目をお開きください。初めに、宮城県水産行政の左上の重点方針について御説明いたします。ここでは、特に水産行政の概要につきまして、御説明いたします。上方でございますが、東日本大震災から11年が経過し、復旧・復興の歩みは確実に着実に進んでございます。一方で、福島原発事故による出荷制限や輸入禁止措置の継続、海洋環境の変化による冷水性魚種の水揚げ減少の他、漁業の担い手、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響等が重なり、本県水産業の取り巻く環境は、厳しさを増している状況にございます。

このような中、上段の左の方でございますが、オレンジ色で示してございます。新・宮城の将来ビジョンが、昨年度からスタートして、2年目となってございます。水産林政部では、上段に示しているとおり、震災からの復旧・復興の完遂はもとより、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、新・宮城将来ビジョンの実現に向けて、上段に示しておりますイノベーション、新たなとらえ方、新たな仕組みで目指す産業力の強化、地域事業者の稼ぐ力の強化、環境と成長の好循環を政策展開の方向性として、下に示します4つの基本方針と23の重点施策、水産業におきましては、13の重点施策を定めまして、環境と調和した持続可能な水産業を目指していくこととしてございます。

それでは真ん中に移りまして、基本項目に沿って御説明いたします。初めに基本項目1復興完了に向けたきめ細かなサポートについてでございます。引き続き、ほやをはじめとした県産水産物の販路開拓支援や、漁場ガレキの回収処分、あわび・さけなどの種苗放流の支援と放射性物質検査による県産水産物の安全性への確認と安心・安全に関する情報発信に努めてまいります。また、（3）でございますが、漁港施設の復旧完了と海岸保全施設の整備につきましては、進行管理を一層徹底し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、基本項目2、AI・ICTの活用や地域連携によるイノベーションを生み出す産業力の強化についてでございます。AI・ICTなどの先端技術を活用し、産地魚市場の業務改善や養殖業におけるスマート水産業の推進に向けた取り組みを進めるほか、閉鎖循環式陸上養殖研究施設の整備に着手し、収益性の高い漁業への転換に取り組むこととしてございます。また、（2）でございますが、水産加工業の経営安定に向けて、丸ぼつ2つ目でございます。県産水産物の消費拡大と加工事業者の経営課題解決に向けた企業訪問等を行う他、その下でございますが（3）、商談会開催や大規模展示商談会への出展、その下でございますHACCPなどに対応するための施設整備を支援し、国内外への積極的な販路開拓に努めてまいります。

右側に移っていただきまして、基本項目3でございます。地域、事業者の稼ぐ力の強化に向けた新たな担い手が活躍できる場の創出についてでございます。漁業経営の形態の強

化と担い手確保育成に関しましては、異業種連携などについて学ぶイノベーション講座による形態の強化や（1）でございますが、その丸ばつ2つ目でございます。みやぎ漁師カレッジによる新規就業者の確保、（2），水産業に係る女性活躍推進に向けて、女性が働きやすく、企業の意思決定に参画し、活躍できる体制づくりに向けた伴走型支援をしていくこととしてございます。また、（3）でございますが、かきやぎんざけなど、主要生産物の生産振興や、A S Cなどの国際認証取得による付加価値向上など、地域資源を生かした漁村地域の活性化に取り組んでまいります。

最後に、基本項目4についてでございます。環境と成長が循環する持続可能な産業の確立についてでございます。磯焼け対策といたしまして、藻場の整備や、ブルーカーボン推進協議会を核とした二酸化炭素吸収に向けた取り組みを推進し、生産力の高い漁場の整備や海洋水域環境の保全を推進して参ります。また、（2）でございます、回帰不振が続くさけのふ化放流への支援や回帰率回復に向けた調査など、資源管理の高度化と資源の造成に取り組むこととしてございます。さらに、（3）でございます、漁港漁場の整備に関して、漁港施設の耐震強化や長寿命化による漁港施設の防災機能強化を推進していくこととしてございます。その下（4）番でございます、水産業と林業の共通施策として第40回全国豊かな海づくり大会を契機に醸成されました、持続的な環境、生態系保全活動の定着に向けて、官民団体と連携した取組を推進していくこととしてございます。

次に、お手元のA3判の横の資料1枚ものを御覧ください。この資料は、令和3年度に策定いたしました。令和3年度から令和12年度までの10年間における水産業の振興に関する基本的な計画、いわゆる水産基本計画の第3期に沿って、令和4年度における水産関係業務の主要施策について整理したものでございます。基本計画では、左に示しておりますとおり左上から、漁業・養殖業、流通・加工業、漁村・漁港、漁場・資源という4つの分野に分類し、その右側に分野ごとに示します基本方向、漁業・養殖業につきましては、持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立、流通加工業につきましては、社会・経済環境の変化に対応できる流通・加工業の体制構築と水産物の販売力強化、漁村・漁港では、将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり、漁場・資源につきましては、海の豊かさを守り支える資源管理と漁場・水域環境保全の推進、その基本方向としまして、その右側でございます。14の施策をあげまして、その右側でございます黄色の枠で示している令和4年度に実施する主な事業内容について、分野ごとに整理してございます。

主な事業については、上方から主なものを御説明いたします。一番上の持続可能なみやぎの養殖振興事業1、260万円。海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業750万円、次の次の下の外国人船員等の受入支援事業2、400万円、右側に移りまして、新規といたしまして、水産業の成長産業化に向けた養殖生産体制強化事業2億8、540万円、その下のスマート水産業推進プロジェクト780万円、その下の薄紫色の欄でございます流通・加工業につきましては、水産物販売促進支援事業2億7、500万円、その下の下でございますが、H A C C P等対応施設整備支援事業4億50万円、その下でございます。

「女性が輝く」みやぎの水産加工業の創生事業500万円、また、漁村・漁港につきましては、漁港の関連事業を記載してございます。その下の一番最後の1つ上、担い手関係でご

ざいます。新たなみやぎの水産業を創造する人材・経営体育成事業関連3,940万円、一番最後でございます漁場・資源の欄でございますが、漁場生産力回復支援事業、ガレキ回収処分の事業1億2,030万円、持続可能なみやぎの漁場環境づくり1,130万円、など、令和4年度に実施する主な事業を記載してございます。

先月開催されました3月の海区委員会におきまして、大江委員から県の令和4年度の県の水産関連予算はどれくらいですかという御質問があり、次回の委員会で御報告することとしてございました。主な事業につきましては、前回の海区委員会では、水産庁予算に占める県の事業費はいくらかという話だったんですが、県の事業は水産庁関連予算だけにとどまらず、県の単独事業もございましたので、今回のこの主な事業として、その合計が概ね26億円というふうに整理してございます。後日、大江委員にその旨、御報告したいと考えてございます。

令和4年度水産行政の概要に係る私からの説明は以上でございます。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。どなたか御質問ございませんか。

私から1つ。これは、先程阿部課長が説明されたこの横紙は向こう10年に向けての令和4年度分を示してあるということで理解してよろしいんでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

はい、基本計画に基づいて整理しました令和4年度の主な事業というもので、それ以外にもいろいろあるんですが、主な事業ということで整理してございます。

○關会長

そうですか。現在、ウクライナの問題とかいろんな燃油の高騰が続いている状況が新たに発生していると理解しているんですが、そういう事情に伴って、この計画の修正等については、お考えはあるんですか。

○水産業振興課 阿部課長

はい、当初予算で組んだものがこれでございまして、いろいろ国の方の対策の補正予算も組まれまして、その中で燃油対策の県の補正予算等も、去年の令和3年度において、予算化して、支援している実績もございますので、今年度につきましても、その都度、対策について必要なものについては予算化を検討するということで考えてございます。

○關会長

ぜひよろしくお願ひします。

ほかにございませんでしょうか。ほかの会場の方々、特にないですか。質問等ございませんでしょうか。

なければ、報告事項（2）「令和4年度宮城県水産林業行政の概要について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

次に、話題提供に移ります。本日は館田委員から水産ＩＣＴの取組事例を紹介いただきます。それでは、館田委員お願いします。

○館田委員

昨年4月から委員に加えていただきまして、あの人何の人なんだろうと不思議に思われていたのではないかと思いまして、どんな活動をしているかという部分を御紹介させていただきたいと思います。

水産の方は全くの素人でして、基本的にはＩＴですね、コンピューターとかAI人工知能とかそういうものを使って、便利な生活を実現させていきたいなというような取り組みをしております。東北大学の工学研究科というところにありますので、本当は全然分野が違うところなんですけれども、大学も共同研究というよりも企業出身者で、なるべく身近なすぐにお役に立てるようなことを実装していきたいというようなことで、東北だけじゃなくて全国いろんなところの御相談に乗って、いろんな補助金を使って新しいものに取り組んでいただくということをやっております。

それで、何でこの水産ＩＣＴのところをやっているかといいますと、やっぱり一番大きいのは、東日本大震災がありまして、あの時にですね、ＩＴの企業というのは都市部にしか基本的にいませんので、東北でも仙台市の中にたくさんいるんですけども、東日本大震災の後に、ＩＴというのがそのまま電気が繋がってないと全く動きませんし、インフラが壊れているところでは動きませんので、ＩＴの企業の方々が自分たちが全く何の役にも立っていないという非常に暗い気持ちで半年ぐらい過ごしておりますし、少しずつそのインフラが整ってきたときに、それでは自分たちに何ができるのかと、何かやりたいというような思いがありましたので、一番被害が大きかった沿岸部に何かお力になれないかということで、何度か訪れて何かやれることはありますかと聞いたのがきっかけになります。

たくさん沿岸部がありましたので、どこでも行くというわけにもいかないので、まず、一番最初は気仙沼の方に行かせていただいて、多くのＩＴ企業の方々と一緒に行きましたので、ＩＴペアリング復興事業というふうに勝手に名前をつけてですね、ＩＴ企業の方々をたくさん連れて気仙沼の漁協の方々と何度も意見交換をさせていただいて、その中でいくつか水産ＩＣＴの事例が出ていましたので御紹介させていただきます。

まず、一番最初は、気仙沼でしたのでこのかつおの自動選別、多分見てると動画がカクカクしていると思いますけれども、そこはお許しいただいて、本当はもうちょっと滑らかです。我々が行ってたときに、かつおの水揚げをちょうどやられていて、このラインが5つも6つも動いてるんですけども、それでもその夕方になっても水揚げが終わらないっていうような状況で、船がずっと向こうまで並んでいるというお話を伺いました。この重

さでかつおを選別していくんですけども、朝から晩までずっと立って、はかりに載せて重さで選別する作業をやる方がもう全然確保できないというのを聞きまして、とにかくこの水揚作業が行われないと気仙沼もその日本一というのを守れないので、ここを何とか自動化して欲しいというようなお話を伺いまして、ただ、色々やった結果として、もう導入いただいてますが、かつおが流れてきたところで、1個ずつこのトレイの中に入れて、このトレイで重さを測って重さごとに分けていくというような機械をいろんな補助金を使って導入していただきまして、そうすると実際に今1人か2人しかこの流れの中に人がいるなくて、女性でもですね、重なった魚を1個ずつトレイに振り分けるだけという状況で、あんまり重労働でない形でかつおの選別ができるというようなものを一番最初に東北大学の力も借りながらやったというのが一つ目の事例です。

あともう一つは、これは石巻の方でいろいろ伺った結果、やったのはですね、さばのまさばとごまさばを分けるっていうやつですね、金華さばはまさばでないと駄目ですということなんすけれども、ごまさばが混ざってしまって金華さばがごまさばだったというと大変なことになりますので、そこの仕分けができるのかというので、やったんですけども、実はまさば、ごまさばだけじゃなくて、一番難しいのはハイブリッドというか間の子みたいのが混ざっていてこれをどう扱うかというのが、非常に難しいということだったんですけども、このところA Iで人工知能で学習させまして、この魚を何千も写真撮って、これはまさば、これはごまさば、これはハイブリッドというのをコンピューターの方に覚えさせまして、カメラで1個ずつ撮影すると、A Iの方で覚えてますので、これはまさば、これはハイブリッドというふうに振り分けるというような機械を作っております。

それからこれは水産加工なんですけれども、塩釜の水産加工の大手のところの方と水産加工の悩みを伺いまして、これはえびのフリッターなんですすけれども、これも熟練者がえびの一級品とか二級品というか、きちんとえびの形がしてるものとそうでないものというのをずっと朝から晩までより分けてるんですけども、人がやると厳しい気持ちのときは割と厳しめに駄目なものを取ってしまいますし、ちょっと疲れてる時とかこれもいいかみたいな感じで、歩留まりが日によって違ったりするのもあるんですが、A Iの方でしっかりと画像を覚えさせて、こっちからこっちは駄目という規格を決めてしまうと、それに従ってやっていきますので、歩留まりが平準化されるとか、こうやって画像で判定してるとときに全部数えてますので、今何個作ってて、何個NGになったかというのがリアルタイムで事務所の方でグラフで見えるということで、今日、歩留まり悪いぞとなったら止めるとか、そんなことができるようになります。今はさらに天井から明かりを当てるようにして、駄目なものだけピンポイントで明かりを当てるといふ、例えば、外国からの実習生の方でも、これは駄目だよという勉強をしっかりしなくとも、明かりがついたものだけ取っていくみたいな形で、簡単に作業はできるのではないかと思っています。

いろいろあるんですけど、これは気仙沼で言われたやつですが、オス・メス判定です。これ聞いたことあるかもしれませんけれども、最初にたらのオス・メスという判定が見た目だけではプロでも難しいということで、実際にはお腹をちょっと割いてみたり、後ろの方から手を入れて白子が入ってるかどうか確認するということだったんですけども、衛生

的にもよくありませんので、皆さんメタボの検査でお腹を超音波で測ったことあると思いますが、まさにあの超音波装置を魚に当てて、中に白子が入ってるのか、卵が入ってるのかというの判定するような装置を作っています。これも何枚も何枚もお腹の写真を撮って、A I の方で学習をさせてやっています。これは中身の映像がスマホで見えるタイプと中身が見えなくてもいいので判定だけして欲しいというもので、水に濡れてもいいように船とかで使えるような形で頑丈に作ってるもの、それからこれは志津川で実験したんですけども、大漁の時にさけを流して自動でお腹が下に来るようさけを流して、下から超音波を当てて、オスかメスかでパタパタとより分けというような中身、超音波の画像で、オスかメスというのが分かるという状態になっています。今のオス・メス判定なんんですけども、最初はたらでやったんですけども、さけで可能になっているのにしんとかぼら、それからなまこもできるというふうに今聞いて、なまこはオスかメスかで注射してたくさん産卵させたりするときに、メスかどうかというのを事前に判定するときに使えるんじゃないかなというのもやってます。キャビアができないかというので、宮崎とかまで行って、一生懸命測ったんですが、ちょっとあのすずき科なんですかね、皮が厚くてキャビアはまだできていないという状況になっています。

これは石巻の水産鉄工の方なんですけれども、ほたてのウロをとるという作業も水産加工の中で非常に朝から晩まで寒いところでウロをとってるというので、自動化ですね、画像でこのウロのある場所をチェックして、黒いところをめがけてロボットのハンドを落としてやって、黒いとこだけ掴み、こっちの横の別の手で身を摘まんでちぎるという人がやる作業というのはロボットで実現しているような状況になります。動画が遅いんですけど、実際はものすごい速度でずっと働き続けるので、ロボットのいいところは疲れないというのがあります、休憩を取らなくてもひたすらやり続けるという部分ですね。あと、これ宮城県のA I – I O T の資金をいただいてやった魚種選別になっていまして、定置網でいろんなお魚が入ってきたときに、魚種を振り分けるというところに入手がすごいたくさんかかっているというのをいろんなところで聞いて、経産省の本省に行ったときも、それをやる人がいないので、日本海側の小さい港も漁港を閉じてしまって、水揚げできないようになっているみたいなお話を聞いたので、水揚げができなくなつてお魚が食べられなくなつたら困るよねというので、何とかそういう魚種選別の自動化できないかというのをチャレンジしています。

これ、気仙沼で場所をお借りしてやってるんですけども、魚を流してやって、A I の方でこの魚が何の種類なのかというのを判定し、ロボットは大きなあじが来たときだけ、バキュームであじをギュッて選別するというふうなやり方をやってみています。

ただこれだと、実際の現場で全然使えないよねという話がありまして、それで今経産省の少し大型のお金をいただいて2年ぐらいで実装しています。

それで、これは長崎県の松浦漁港の方で御協力いただきまして、こちらの漁港も何回か行ってるんですけども、規模が大きいのといろんな魚種の定置網の魚が入ってきたとき、ものすごいたくさん50人から100人ぐらいの方々がずっと仕分けをされていて、朝になって夜が明けてきて、皆さん休憩に行くところを見てびっくりしたのは、皆様、ものすごい腰が曲がっていて、70代後半から80代ぐらいの方々がずっと魚種の選別を

されていまして、この松浦漁港の社長さんが見て、わかったと思うけれども、あの方々は5年・10年先にはもう絶対にこの仕事をやってくれていないので、その時にあの人たちがいなかつたらこの魚種が選別できないのでどうやって魚を売ったらしいかというのは非常に真剣に困っているということで、今この魚種選別を実験させていただいてます。これがドバッと小さい魚が大体こう上がってくるときに落としていると思うんですけれども、大体同じ大きさの魚が、残ったときに、まず、これで魚の整列をさせてます。重なったままグーッと来ると、コンピューターとかカメラでどの魚が何かというのを判定出来ないので、あえて1個ずつ整列させて流すという仕組みを最初に入れまして、整理するところ感じでコンピューターの方でこの魚は何かっていうのを判定できます。判定したらさつきはあのロボットの手でバキュームしてたんですけれども、それはやめてこんな感じですね、大きさと魚の種類で、流れてきたものの位置を捕まえて、バンバンとこの樽に入れてあげるというようなものをこの3月に大体でき上がったという状況になってます。長崎の方はぜひこれを導入する方向で検討したいということで、今もうちょっと本当に使えるものになるかどうかと、ここまでまだ半分遊びというと変ですけれども、実験みたいなところもありますが、どこまで実装に耐えるかというのをここからまた詰めていくという状況になっています。こんないろいろ困ったことを御相談いただいた時に対応するような水産ＩＣＴというのをやっていますという御紹介です。

あともう一つは私、企業のN E Cというところにもおりまして、こっちでも水産をやっているんですけども、養殖用のサイズを測ってお知らせするというサービスがあって、これもたくさんよく使われているようとして、もともとはニッスイさんと一緒にぶりの養殖のところをやったようなんですが、ステレオのカメラという二つの目があるカメラを水槽に入れていただいて、そこで撮った画像だけを送っていただくというサービスになってまして、そうすると、A Iの方で魚の距離とか角度関係なしにどれぐらいの大きさの魚が今何割いるかというのを統計に取ってお知らせすると。そうすると、今のこの餌をやっている状況が餌が多すぎるんじゃないとか、少ないんじゃないとか、このあとどれぐらい餌やってあげると、大体このいつまでにこれぐらい育って欲しいという魚になりますよみたいなシミュレーションも併せて、お知らせしたり、あと、この養殖場も何回か見に行つたことがありますけれども、浅いところは元気な魚が多くて大きいとか、ちょっと深いところに行くと、だんだんサイズが小さくなって、底の方があんまり元気のない、育ってない魚が多いみたいな。この深さでも、魚の分布が違ったりとか、そういうものを分析して、また魚槽を分ける時に、深さで分けてあげるとか餌の最適化みたいなので、導入されているところで結構餌代がだいぶ変わりましたみたいなものもあるというふうに聞いています。

ほんの一部なんですけれども、今、こういう水産ＩＣＴがいろんなところで実施されていますので、ぜひ調べていただきたいですし、もし何かこんなことできないのというのがあれば、御相談いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○關会長

館田委員からの説明どうもありがとうございました。説明終わりましたので、何か御質問を受けたいと思います。何かございましたら、挙手の上、質問してください。

はい、岩沼会長代理どうぞ。

○岩沼会長代理

大変興味深く見させていただきましたけども、あの魚は基本的に生ですか。

○館田委員

生です。最後のものは生なんですけれども、実験するときは冷凍のものとかいろいろなものを使っています。

○岩沼会長代理

なんでそんなことを聞いたかというと、私の魚屋はあんな魚の扱いしたら、頭を親父にぶん殴られて育ったもんですから、あんなので売り物になるのかなってちょっと疑問をいたいもので、さわらなんか両手で持たなかつたら、手が飛んできて、親父に怒られたもんだから、あれで商品化するのかなあと今ちょっと疑問に思っておりまして。

○館田委員

まさに言うとおりで私もそこがものすごい心配なところですね。冷凍でまずやるというのが一番いいと思いますけれども、あと、バキュームも結局やめたのは吸ってくとアザやあとなんかついてしまって、これで売り物にならないねという部分とかもありましたので、まだまだこれどうすんのというあたりは、これからチャレンジしなきゃいけない部分だと思います。

○岩沼会長代理

ありがとうございます。

○關会長

他にございませんか。委員の方以外にも質問はないですか。大変興味深い御説明でしたけど、よろしいですか。

はい、平井委員どうぞ。

○平井委員

大変興味深いお話をありがとうございました。

A Iなんかで判定する場合の精度というのは、大体、現場の方との御相談の中では、精度は何%ぐらいまでが許容なのか、もし、それを導入した場合に、外れる場合も多分あると思うんですけど、それはどういう扱いにすることを考えてるのか、その辺の現場の方との御相談の中で、どういうゴールを目指しているのかと教えてください。

○館田委員

ものによってその精度が違うんですけれども、今、基本的に判定の精度としては、魚種選別も含めて95%以上は正解という形になっています。それは結局、画像を何枚も判定したものを人がもう1回追っかけで判定して、人とは判定が合ってるかどうかという中で、90何%という形の判定率にしています。

外れたところというのは、もちろん精度をなるべく近づけていかないといけないんですけども、人が判定したときの精度というのが、もう少し、実は落ちるんですね。間違わないんじゃないというぐらいのさばの水産加工場でさんまが混じってても、やっぱり、たまにですね、ずっと同じ作業やっているとハッと見落としてしまったりするようで、人よりは精度が高いですというところで今は許していただいているという状況です。

○關会長

よろしいですか。

○平井委員

ありがとうございます。

○關会長

ほかにございませんか。

ちょっと私も尋ねたいんですけど、かなりのメカニズムが必要で、いろんな動力も使うようですし、大体こういうアッセンブリーを導入できるというのは、相当な金額が見込める魚種でないと、なかなか容易でないなというふうにみたんですが、大体、館田さんがこれだけ取り組んでみるかなという希望は何億円ぐらいの漁業であればやる気になりますか。

○館田委員

難しいですけれども、取組はどっちかというと、その事業目線よりは困ってる方がいるので、まず、できるかどうかやってみましょうというところから始まってまして、そのための国のお金とかをいただきながら、或いは協力してくださるところを見つけながらやってみて、結果として、例えば、一つの装置で今2,000万円ぐらいかかりますみたいな、多分ですね、かつおの自動選別だとそんな感じですね。それを今度はどうやって御購入いただくかみたいな辺りもいろんな補助金も検討しながらという形になってしまいますし、できれば、なるべく安い金額で入れていただきたいという気持ちで、そのためには、1個、2個作ると高いので、なるべく同じものがたくさん出た方が安くなるという意味で、宮城県内だけじゃなくて全国のいろんなところを探しているという形です。

○關会長

大変参考になりました。2,000万円ぐらいの規模というのも伺って、大変、ああそうなんだ、そういう感じです。

ほかにございませんか。ほかの会場の方はよろしいですか。

なければ、話題提供「水産ＩＣＴへの取り組み事例の紹介について」はこれまでとします。館田さんどうもありがとうございました。

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願ひします。

○水産業振興課 庄子技師

私からは漁業権一斉切替のスケジュールについて説明させていただきます。

令和5年度漁業権一斉切替に向けた作業スケジュールについてという資料を御覧ください。まず、1. 令和5年度における定置・区画・共同漁業権の一斉切替スケジュールについて説明いたします。令和5年8月31日に満了を迎える次期漁業権一斉切替は、令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法に基づき行われる初めての一斉切替となります。海区漁場計画の策定に当たりましては、海面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から、おおむねこちらに図で示したようなスケジュールで行う予定としております。

こちら図の中の左側に縦に書いてあるとおり、大きく分けまして海区漁場計画作成と免許の手続きの2つの作業となります。まず、図の一番上ですけれども、現在、計画策定の基本方針を5月を目処に策定すべく作業中でございます。これをもとに漁業関係者の要望及び漁場条件の調査を実施いたします。

その後、利害関係人の意見聴取及び結果の公表を経て、令和5年1月に海区漁場計画の案を作成いたします。随時、海区委員会や海上保安庁、関係部局と協議を行いまして、令和5年3月に海区委員会に海区漁場計画案を諮問いたします。

その後、公聴会の後、令和5年5月に海区漁場計画の答申をいただきまして、海区漁場計画を決定し、公示いたします。

その後は免許の手続きとなりまして、免許申請期間を経て、海区委員会に諮問し、答申をいただきまして、令和5年9月1日に免許となります。こちら図中のスケジュールのうち、太枠で囲った部分、太字で書いた部分が、海区漁業調整委員会の関係する部分となってございます。

続きまして、2といたしまして、現在の免許の件数について説明いたします。こちらに表で示しましたが、現在、免許されておりますのは、定置漁業権が33、区画漁業権が576、そして共同漁業権については、第1種が海面・内水面合わせて65、第2種は61、第3種が2、第5種は23となってございまして、合計760でございます。これらについて今回一斉切替することとなります。

私からは以上になります。

○關会長

どうもありがとうございました。

県からの説明は終わりましたので質疑に入ります。何か御質問ございませんか。

それでは私から一つだけ、今御説明いただいたスケジュールは、改正後の漁業法に基づいて変更がある部分というのはあったんでしょうか。

○水産業振興課 庄子技師

改正漁業法に伴いまして、変更点があった部分はいくつかあるんですけども、大きい部分といたしましては、海区漁場計画の案を作成するにあたって、利害関係人の意見聴取及びその結果を公表するという部分が一つ大きい変化となってございます。

この結果の公表については、パブリックコメント等を活用して実施することを考えてございます。

○關会長

なるほど、それだけですね。

○水産業振興課 庄子技師

はい。私からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

なるほど、パブリックコメントが入るね。

ほかにございませんでしょうか。特に質問がなければ、これでこの件は終わりにいたします。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について、連絡いたします。

次回は5月19日（木）午前10時30分から、場所は本日と同じ県庁11階第二会議室で開催を予定しております。

なお、先程、説明させていただきましたとおり、この日の午後3時からは、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が仙台サンプラザにて開催されます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、翌日の5月20日（金）につきましては、現地視察がございますので、参加される委員の皆様は8時までに仙台駅にお越しいただくようお願いします。この通常総会に関しては、後日、改めて御連絡の方させていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

潜水器漁業の制限措置（案）等について

報告事項

（1）令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

（2）令和4年度宮城県水産林業行政の概要について

話題提供

水産ＩＣＴへの取組事例の紹介について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關哲史

署名委員

高橋平勝

署名委員

伊藤光利

書記

清尾上留子